1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち強化哺乳技術を活用した早期出荷支援事業

肥育牛の出荷時期の早期化に有効な強化哺乳技術(特定の栄養規格を満たす代用乳を用いて効果的に哺育する技術)を活用した子牛生産の取組を支援するため、都道府県等を区域として下表に掲げる事業を実施

[留意点]

- ① この事業については、(2)を単独で応募することはできない。
- ② 補助金予定総額: 226, 160 千円 (令和 4 年度分)
- ③ 実施期間:本事業の実施期間は令和4年度から令和5年度までとする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
(1) 早期出荷支援対策	(1)及び(2)の事	定額
地域における肉用子牛の発育の向上及び早期出荷を図るために強化哺乳技術の活用等の	業	1頭当たり6千円以内
取組を実施した肉用子牛生産者に対して、家畜市場への子牛の出荷頭数に応じた奨励金の交	226, 160 千円以内	
付を都道府県等を区域として、自ら実施するとともに、生産者集団等に対し、同奨励金を交		
付する取組への支援を実施		
【事業の要件】		
アー交付対象者		
次の要件をいずれも満たす者であること。		
①肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項に規定する生		
産者補給金交付契約を同項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間		
で締結している者であること。		
②飼料メーカーが保証する栄養成分の含有率が、粗タンパク質は26%以上、粗脂肪は		
18%以下である代用乳について、対象牛1頭当たり45キログラム相当分を事業実施		
期間内(令和4年度については、令和4年10月1日から令和5年3月31日までとす		

事業の内容	補助金の予定額	補助率
る。)に購入したことを証明する書類(電磁的記録を含む。)を保管し、その写しを提出		
できる者であること。		
イ 奨励金交付対象牛		
次の要件をいずれも満たす肉用子牛であること。		
①黒毛和種であること。		
②事業実施期間内(令和4年度については、令和4年10月1日から令和5年3月31日		
までとする。)に家畜市場に出荷された牛であること。		
③日齢が、去勢牛 182~270 日、雌牛 182~280 日の間に家畜市場に出荷された牛であるこ		
と。		
④家畜市場への出荷時点において、日増体量(出荷時体重÷出荷時日齢)が、去勢牛 1.08		
キログラム/日、雌牛 0.97 キログラム/日以上の牛であること。		
(2) 早期出荷支援対策の推進		定額
(1) の事業を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導等		